

監事意見書

私ども監事は、国立大学法人東京学芸大学の第1期事業年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）における業務執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査方法の概要

私ども監事は、平成16年度の監査計画に従い財務会計の制度化及び業務運営の効率化並びにコンプライアンスの充実を重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に出席するとともに重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門の責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、大学本部及び附属学校園などの財産状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）並びに事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である中央青山監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人東京学芸大学の業務運営の状況を適正に示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、国立大学法人東京学芸大学の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務遂行に関する不正行為又は法令若しくは規定に違反する重要な事実は認められません。

平成17年 6月24日

国立大学法人東京学芸大学

監事

近藤誠治 

監事

大澤健郎 